

東京都検証主任者登録要綱

平成 21 年 7 月 16 日
21 環都総第 153 号

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 8 条の 13 並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。）第 5 条の 11 の規定に基づく検証主任者に関する登録及び知事が実施する検証の業務に関する講習会について規定し、制度の安定と事務の円滑な運営を図り、もって地球温暖化対策に資することを目的とする。

第 2 章 業務経験

(業務経験)

第 2 条 規則第 5 条の 11 第 1 項各号に規定する知事が指定する業務（以下「指定業務」という。）は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

第 3 章 講 習 会

(講習の内容等)

第 3 条 規則第 5 条の 11 第 1 項各号に規定する知事が実施する検証の業務に関する講習会（以下「講習会」という。）として、登録区分ごとに、新たに登録を受けようとする者を対象とした講習会（以下「新規講習会」という。）及び更新の登録を受けようとする者を対象とした講習会（以下「更新講習会」という。）を実施する。

2 講習会における科目は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(受講申込み方法等)

第 4 条 講習会の受講の申込みは、インターネットその他の知事があらかじめ示す方法により行うものとする。

2 更新講習会を受講できる者は、講習会の修了証が有効期間内にある検証主任者のうち、別表第 1 の更新の欄に掲げる指定業務の経験に係る要件を満たす者とする。

(広報)

第 5 条 講習会の実施日、講習会場、その他必要な事項については、環境局ホームページで広く周知する。

(修了試験)

第 6 条 知事は、新規講習会における講習の終了後、講習内容等に対する受講者の理解の程度を確認するための修了試験を実施するものとする。

2 修了試験の問題、試験時間その他修了試験の実施に必要な事項については、環境局地球環境エネルギー部総量削減課長が指名する試験委員が作成するものとする。

(講習会の修了の認定)

第 7 条 新規講習会にあっては次のいずれの基準も満たす者を、更新講習会にあっては次の（1）の基準を満たす者を、講習会を修了した者とする。

(1) 講習会の出席

原則として講習を全て受講すること。

(2) 修了試験の合格

登録区分ごとに出題された問題数に対して 80%以上の問題を正解すること。

(指導及び監督)

第 8 条 知事は、講習会の運営を委託する場合であつて、必要があると認めるときは、講習会の実施状況を調査し、適正に運営されるよう受託者の指導及び監督を行う。

(記録事項)

第 9 条 知事は、受講者に関して次の事項を記録し、講習会を実施した日から 3 年間保存する。

(1) 受講者番号

(2) 氏名

(3) 受講した登録区分

(4) 連絡先（住所及び電話番号等）

(5) 講習会の出席

(6) 講習会修了試験の成績

(7) 講習会の修了の可否

第 4 章 修 了 証

(修了証の交付)

第 10 条 知事は、講習会を修了した者に対して講習会を実施した日から 1 月以内に、別記第 1 号様式による修了証を交付する。

(修了証の有効期間)

第 11 条 修了証の有効期間は、交付の日から 3 年間とする。

2 講習会を修了した者が産前産後休暇又は育児休業（以下「産休・育休」という。）を取得した場合であつて、当該者から別記第 2 号様式に、別記第 3 号様式を添えて修了証の有効期間の変更を希望する旨の申請があつたときは、前項の規定にかかわらず、修了証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。

(1) 有効期間の終了日（以下「有効期日」という。）を過ぎて職場復帰した場合 産前産後休暇開始日（育児休業のみの取得の場合にあつては、育児休業開始日。以下同じ。）を初日とし、産前産後休暇開始日から有効期日までの期間を長さとする期間

(2) 有効期間内に職場復帰した場合 産前産後休暇開始日から職場復帰した日までの期間の長さを変更前の有効期間に加えた期間

3 知事は、前項の申請があつた場合において有効期間を変更したときは、変更後の有効期間を記載した修了証を交付する。

4 第 2 項の規定により修了証の有効期間を変更した場合であつて、当該修了証に係る登録（以下「当初登録」という。）について第 17 条第 1 項の規定を適用したときは、当初登録の更新の登録を受けるための更新講習会の修了証の有効期間は、第 1 項の規定にかかわらず、当初登録を受けるための新規講習会の修了証の有効期日の直近に開催された更新講習会（登録区分が当初登録の登録区分と同じものに限る。）の実施の日から 3 年間とする。

(修了証の再交付)

第 12 条 修了証は、自然災害により滅失した場合等知事が認める場合を除き、再交付しない。

第 5 章 登 録

(登録申請)

第 13 条 検証主任者の登録又は更新の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類により知事に申請しなければならない。

- (1) 別記第 4 号様式による検証主任者登録申請書
- (2) 別表第 1 に掲げる当該登録区分の業務経験を証明する書類

(登録)

第 14 条 知事は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）のうち、別表第 1 各項に規定する業務経験があり、かつ、規則第 5 条の 1 第 1 項各号に規定する講習会を修了した者（以下「登録有資格者」という。）を、検証主任者登録簿に第 16 条に規定する事項を記載して、登録する。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、申請者に別記第 5 号様式による登録証を交付する。

(登録の拒否)

第 15 条 知事は、申請者が登録有資格者でない場合、申請者に対して別記第 6 号様式に理由を付して、通知しなければならない。

(検証主任者登録簿)

第 16 条 検証主任者登録簿は、別記第 7 号様式により次に掲げる事項を記載したものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 検証主任者の氏名及び住所
- (3) 登録区分
- (4) 登録の有効期間

(登録の有効期間)

第 17 条 検証主任者の登録の有効期間は、修了証の有効期日までとする。ただし、更新の登録の申請があった場合において、申請者の責によらず、又は有効期日前から 1 月前までにその登録区分の更新講習会が実施されていないために、登録の有効期日までに当該更新の登録又は登録の拒否の手続が完了していないときは、従前の登録は、当該手続が完了する日まで有効とする。

2 知事は前項の申請があった場合において、当該申請を適当と認めたときは、その旨を検証主任者登録申請書の写しの備考欄に記載し、申請者へ返却する。

3 検証主任者の登録を受けた者が産休・育休を取得した場合であって、当該者から別記第 8 号様式に、別記第 3 号様式を添えて登録証の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、登録証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。

- (1) 有効期日を過ぎて職場復帰した場合 産前産後休暇開始日を初日とし、有効期日

までの期間を長さとする期間

- (2) 有効期間内に職場復帰した場合 産前産後休暇開始日から職場復帰した日までの期間の長さを変更前の有効期間に加えた期間

4 知事は、前項の申請があった場合において有効期間を変更したときは、変更後の有効期日を記載した登録証を交付する。

(登録証の再交付)

第 18 条 登録証は、自然災害により滅失した場合等知事が認める場合を除き、再交付しない。

(登録の取消し)

第 19 条 知事は、登録された検証主任者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録検証機関が条例第 8 条の 19 第 1 項の規定に基づき登録を取り消された場合において、検証主任者がその日前 30 日以内にその登録検証機関の役員であったとき。

- (2) 検証主任者が次に掲げる事業者に対する検証業務（当該検証報告書に関する全ての意見表明を含む。）を担当したことにより、条例第 8 条の 19 第 1 項の規定に基づき検証機関が登録を取り消されたとき。

ア 検証主任者が、役員若しくは使用人である、又は検証業務を実施する過去 1 年以内に役員若しくは使用人であった事業者

イ 検証主任者が役員である、又は検証業務を実施する過去 1 年以内に役員であった事業者の関係会社

ウ 検証主任者が、その事業者の親会社又は子会社の使用人である事業者

エ 検証主任者が、株主（議決権保有割合で 3%以上の場合に限る。）又は出資者（出資金が全体で 3%以上の場合に限る。）である事業者（相続又は遺贈により事業者の株式又は出資を取得後 1 年経過しない場合を除く。）

オ 検証主任者が、金銭消費貸借契約を締結している事業者（相続又は遺贈により事業者の債権若しくは債務を取得後 1 年経過しない場合又は債権若しくは債務の額が 100 万円未満である場合を除く。）

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、別記第 9 号様式に理由を付して、登録を取り消した者に通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により登録を取り消された者は、その処分があった日から 2 年が経過するまでは、検証主任者の登録を申請することができない。

(氏名変更による届出)

第 20 条 修了証を交付された者及び登録証を交付された者は、氏名に変更があり、かつ、修了証又は登録証に記載される氏名の変更を希望する場合は、別記第 10 号様式に氏名の変更の事実を証する書類を添えて、その旨を知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、変更後の氏名を記載した修了証又は登録証を交付する。

(個人情報の保護)

第 21 条 知事は、第 9 条に規定する講習会の受講者に関する記録事項及び第 16 条に規定する検証主任者登録に関する記録事項について、検証主任者の登録事務の適正な管理に必要な範囲において使用し、それ以外の目的には使用しない。

(附則 平成 21 年 7 月 16 日 (21 環都総第 153 号))

1 この要綱は、平成 21 年 7 月 16 日から施行する。

(附則 平成 22 年 2 月 19 日 (21 環都総第 594 号))

1 この要綱は、平成 22 年 2 月 19 日から施行する。

(附則 平成 22 年 3 月 31 日 (21 環都総第 695 号))

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 22 年東京都規則第 35 号。以下「改正規則」という。）附則第 13 項に規定する追加検証業務の講習会（以下「フォローアップ講習会」という。）にあつては、修了試験を行わないものとし、講習会の出席をもって修了を判断する。

3 フォローアップ講習会における科目は、地球温暖化の対策の推進の程度の基準への適合とする。

4 フォローアップ講習会の修了証の有効期間は、改正規則附則第 13 項に規定する旧 1 号区分の検証業務に関する講習会の修了証の交付の日から 3 年間とする。

5 フォローアップ講習会の実施及びその修了証に関し、前 3 項に定めのない事項については、第 3 章及び第 4 章に定めるところによる。

6 改正規則附則第 13 項に規定する新 1 号区分の検証業務に関する講習会を修了した者とみなされたものにあつては、第 17 条に規定する修了証は、フォローアップ講習会の修了証とする。

7 改正規則附則第 5 項の暫定 7 号区分で検証主任者の登録を受けた者（改正規則附則第 11 項の規定により登録を受けた者とみなされたものを含む。）は、暫定 7 号区分での登録の更新を行うことができないものとする。

(附則 平成 24 年 1 月 31 日 (23 環都総第 804 号))

(施行改正日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 平成 22 年 3 月 31 日までに交付された修了証の有効期日は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日とする。

2 平成 22 年 3 月 31 日付改正の附則第 4 項の交付の日が平成 22 年 3 月 31 日までの日である場合にあつては、同項のフォローアップ講習会の修了証の有効期日は、同項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日とする。

(附則 平成 25 年 3 月 29 日 (24 環都総第 1249 号))

(施行改正日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(附則 平成 26 年 3 月 14 日 (25 環都総第 1350 号))

(施行改正日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(附則 平成 27 年 3 月 23 日 (26 環都総第 1141 号))

(施行改正日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則 平成 28 年 3 月 30 日 (27 環地総第 941 号))

(施行改正日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行改正日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(附則 平成 30 年 3 月 30 日 (29 環地総第 699 号))

(施行改正日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

登録区分	新規登録	更新登録
特定ガス・基準量	登録を申請した日から過去 3 年(※ 1) 以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。 ・本制度における同登録区分での検証の業務（暫定 7 号区分（※ 2）を含む） ・省エネルギー診断業務 ・ ISO14001 規格に基づく第三者審査業務 ・ ISO50001 規格に基づく第三者審査業務 ・ 京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE における、有効化審査業務若しくは検証業務 ・ 試行排出量取引スキーム、国内クレジット（国内 CDM）制度、環境省自主参加型国内排出量取引制度、オフセット・クレジット(J-VER)制度、J ークレジット制度又は先進対策の効率的実施による CO₂排出量大幅削減事業設備補助（以下「ASSET」という。）における検証業務 ・ 埼玉県目標設定型排出量取引制度（※ 3）（以下「埼玉県制度」という。）における目標設定ガス・基準量登録区分での検証の業務	登録を申請した日から過去 3 年(※ 1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。ただし、本制度における案件が少なくとも 1 件以上あること。 ・ 本制度における同登録区分での検証の業務 ・ 本制度における暫定 7 号区分（※ 2）での検証業務 ・ 埼玉県制度における目標設定ガス・基準量登録区分での検証の業務

都内外削減量	登録を申請した日から過去 3 年(※ 1) 以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。 ・ 本制度における同登録区分での検証の業務 ・ 埼玉県制度における県内外削減量登録区分での検証の業務 ・ 省エネルギー診断業務 ・ ISO14001 規格に基づく第三者審査業務 ・ ISO50001 規格に基づく第三者審査業務 ・ 京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE における、有効化審査業務又は検証業務 ・ 試行排出量取引スキーム、国内クレジット（国内 CDM）制度、環境省自主参加型国内排出量取引制度、オフセット・クレジット(J-VER)制度、J-クレジット制度又は ASSET における検証業務 又は、次の業務について、合計で 1 年以上従事していること。 ・ 省エネルギー・CO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコミッションングの業務、若しくは、これに類する業務	登録を申請した日から過去 3 年(※ 1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。 ・ 本制度における同登録区分での検証の業務 ・ <u>本制度における特定ガス・基準量の登録区分での検証の業務（※ 4）</u> ・ 埼玉県制度における県内外削減量登録区分での検証の業務
その他ガス削減量	登録を申請した日から過去 3 年(※ 1) 以内において、次の業務について担当した案件の合計が 3 件以上であること。 ・ 本制度における同登録区分での検証の業務 ・ 埼玉県制度におけるその他ガス削減量登録区分での検証の業務 ・ ・ ISO14001 規格に基づく第三者審査業務 ・ ISO50001 規格に基づく第三者審査業務 ・ 京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE における、有効化審査業務又は検証業務(エネルギー起源 CO₂ 以外のガスの削減に係るプロジェクトに対する業務に限る。)	登録を申請した日から過去 3 年(※ 1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が 3 件以上であること。ただし、本制度における案件が少なくとも 1 件以上あること。 本制度又は埼玉県制度における同登録区分での検証の業務
電気等環境価値保有量	登録を申請した日から過去 3 年(※ 1) 以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。 ・ 本制度における同登録区分での検証	登録を申請した日から過去 3 年(※ 1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が <u>10</u> 件以上であ

	の業務 ・ 埼玉県制度における電気等環境価値保有量登録区分での検証の業務 ・ グリーン電力証書制度における認証業務 ・ 京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE における、有効化審査業務又は検証業務（再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに対する業務に限る。） ・ 国内クレジット（国内 CDM）制度、オフセット・クレジット(J-VER)制度、J-クレジット制度又は ASSET における検証業務（再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに対する業務に限る。）	ること。 ・ <u>本制度又は埼玉県制度における同登録区分での検証の業務</u> ・ <u>本制度における特定ガス・基準量の登録区分での検証の業務</u> ・ <u>本制度又は埼玉県制度における優良事業所への適合（第一区分又は第二区分）の登録区分での検証の業務</u>
優良事業所基準への適合 （第一区分） （第二区分）	・ エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は、技術士（電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理（電気電子、機械、衛生工学））のうち、いずれかの資格を有し、かつ、省エネルギー・CO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコミショニングの業務（それぞれの区分に該当する事業所に対する業務に限る。）に 3 年以上従事していること	登録を申請した日から過去 5 年(※ 1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が 1 件以上であること。 本制度又は埼玉県制度における同登録区分での検証の業務

(※ 1)第 17 条第 3 項の規定により有効期間が変更された場合にあつては、産前産後休暇又は育児休業の期間を除いた 3 年間又は 5 年間

(※ 2)平成 22 年 4 月 1 日の登録区分改正までの登録区分「特定ガス・基準量」が移行され平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 7 月 31 日まで暫定的に設けられた登録区分

(※ 3)埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく目標設定型排出量取引制度

(※ 4) 登録を申請した日から過去 3 年(※ 1)以内において、当該案件を除いた案件の合計が 10 件に満たない場合は、別表第 2 に定める都内外削減量(更新講習会)の科目を全て受講する必要がある。

別表第 2

登録区分：特定ガス・基準量(新規講習会)

科目
検証機関の要件
特定温室効果ガス排出量の算定
特定温室効果ガス排出量の検証
修了試験

登録区分：特定ガス・基準量(更新講習会)

科目
検証主任者の役割(※)
検証実務判断（特定ガス・基準量）
検証において間違いやすい例

(※)代表して責任を負う検証主任者としての検証の業務のみで別表第1の更新登録の欄に掲げる指定業務の経験に係る要件を満たす者（以下「検証責任者」という。）は、受講を省略できる。

登録区分：都内外削減量(新規講習会)

科目
検証機関の要件
都内削減量の算定
都内削減量の検証
都外削減量の算定
都外削減量の検証
修了試験

登録区分：都内外削減量(更新講習会)

科目
検証主任者の役割(※1)
検証実務判断（都内外削減量）
検証において間違いやすい例
<u>対策した設備ごとの削減量について(※2)</u>

(※1)検証責任者は、受講を省略できる。

(※2) 登録を申請した日から過去3年(別表第1※1参照)以内において、本制度における特定ガス・基準量の登録区分での検証の業務を除いた案件の合計が10件以上の場合は、受講を省略できる。

登録区分：その他ガス削減量(新規講習会)

科目
検証機関の要件
その他ガス削減量の算定
その他ガス削減量の検証
修了試験

登録区分：その他ガス削減量(更新講習会)

科目
検証主任者の役割(※)
検証実務判断（その他ガス削減量）
検証において間違いやすい例

(※)検証責任者は、受講を省略できる。

登録区分：電気等環境価値保有量(新規講習会)

科目
検証機関の要件
電気等環境価値保有量の算定
電気等環境価値保有量の検証
修了試験

登録区分：電気等環境価値保有量(更新講習会)

科目
検証主任者の役割(※)
検証実務判断（電気等環境価値保有量）
検証において間違いやすい例

(※)検証責任者は、受講を省略できる。

登録区分：優良事業所基準（第一区分）及び優良事業所基準（第二区分）(新規講習会)

科目
検証機関の要件
優良事業所基準の適合
優良事業所基準の検証
修了試験

登録区分：優良事業所基準（第一区分）及び優良事業所基準（第二区分）(更新講習会)

科目
検証主任者の役割(※)
検証実務判断（優良事業所基準の検証）
検証において間違いやすい例

(※)検証責任者は、受講を省略できる。